

大阪市立大学ゲストハウス規程

平成 18 年 4 月 1 日

規程第 64 号

(設置)

第 1 条 大阪市立大学(以下「本学」という。)にゲストハウスを置く。

(目的)

第 2 条 ゲストハウスは、本学との学術交流のために来日する外国人研究者の宿泊の用に供し、もって本学の国際学術交流の推進に資することを目的とする。

(施設)

第 3 条 ゲストハウスの使用に供する施設は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊室
- (2) 談話室
- (3) 交流室
- (4) その他共用施設

(入居資格)

第 4 条 ゲストハウスに入居できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学との学術交流のために来日する外国人研究者
- (2) その他学長が適当と認める者

(入居申請)

第 5 条 ゲストハウスに入居を希望する者の受入教員等は、学長に対して入居申請を行い、許可を受けなければならない。

2 ゲストハウスに入居を希望する者が、その家族を同居させようとするときは、前項の入居申請に併せて、申請を行い、許可を受けなければならない。

(入居期間)

第 6 条 第 4 条第 1 号に定める者がゲストハウスに入居できる期間は、1 年以内とする。ただし、学長が本学の教育・研究上特に必要と認めた場合には、1 年以内の範囲で許可期間を更新することができる。

2 第 4 条第 2 号に定める者がゲストハウスに入居できる期間は、1 月以内とする。ただし、学長が本学の教育・研究上特に必要と認めた場合には、1 月以内の範囲で許可期間を更新することができる。

(入居手続)

第7条 入居を許可された者(以下「入居者」という。)は、速やかに別に定める入居手続を行わなければならない。

2 入居者は、新たにその家族を同居させようとするときは、入居者の受入教員等が、学長に対し申請を行い、許可を受けなければならない。

(利用料等)

第8条 入居者は、別に定める利用料(光熱水費等を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 既納の利用料は返還しない。ただし、学長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

3 学長は、別に定めるところにより利用料を減免することができる。

4 入居者は、その他必要な経費を負担しなければならない。

(遵守事項)

第9条 入居者及びその同居家族は、ゲストハウス内の秩序の維持及びその施設、設備、備品等(以下「設備等」という。)の保全に努めなければならない。

2 入居者及びその同居家族は、火災その他の災害防止及び保健衛生に留意し、良好な居住環境の保持に努めなければならない。

3 ゲストハウスには、入居を許可された者以外の者を宿泊させてはならない。

4 入居者及びその同居家族は、この規程及びこの規程に基づき学長が定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 入居者は、本人又はその同居家族の責めに帰すべき事由によってゲストハウスの設備等に損害を与えたときは、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入居許可の取消し)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居許可を取り消すことができる。

(1) 入居者が第7条に定める入居手続を行わないとき

(2) 入居者が第8条に定める利用料等を指定の期日までに納付しないとき

(3) 入居者又はその同居家族が第9条に定める遵守事項に反して、ゲストハウスの管理運営に重大な支障を与えたとき又は与えるおそれがあるとき

(4) 入居者が前条に定める損害賠償等を指定の期日までに履行しないとき

(退去)

第 12 条 入居者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにゲストハウスから退去しなければならない。

(1) 第 4 条に定める入居資格を失ったとき

(2) 第 6 条に定める入居期間が満了したとき

(3) 入居の許可が取り消されたとき

2 入居者の同居家族は、当該入居者が退去したときは、遅滞なく退去しなければならない。

3 前 2 項の規定により、ゲストハウスを退去することによって、入居者及び同居家族が受ける損害については、本学はその責を負わない。

(退去届)

第 13 条 入居者は、ゲストハウスの入居期間を短縮して退去するときには、入居者の受入教員等が学長に対して、退去の届出を行わなければならない。

(事務)

第 14 条 ゲストハウスに関する事務は、大学運営本部研究支援課が行う。

(施行の細目)

第 15 条 この規程の施行について必要な事項は、国際学术交流委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規程第 31 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 日決裁)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。